

九州工業大学大学院工学府の博士の学位審査に関する取扱内規

制 定	平成 2年	3月16日
改 正	平成 4年	10月28日
	平成 6年	3月24日
	平成 7年	12月20日
	平成10年	1月28日
	平成17年	3月23日
	平成19年	1月24日
	平成20年	4月 1日
	平成26年	4月 1日
	平成27年	3月24日
	平成27年	7月15日
	平成28年	3月 9日
	令和 元年	10月23日
	令和 4年	1月26日
	令和 4年	7月27日

九州工業大学大学院工学府の博士の学位審査に関する取扱内規

第1章 総 則

(目的)

第1条 この内規は、九州工業大学学位規則（昭和63年九工大規則第6号。以下「学位規則」という。）第25条の規定に基づき、九州工業大学大学院工学府（以下「工学府」という。）における博士の学位審査について必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規における用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 「課程博士」とは、学位規則第5条の規定に基づき授与される博士の学位をいう。
- (2) 「論文博士」とは、学位規則第9条及び第13条の規定に基づき授与される博士の学位をいう。
- (3) 「主指導教員」とは、工学府博士後期課程の研究指導を担当し、当該学生の主たる指導を行う教育職員をいう。
- (4) 「専攻長等」とは、専攻長または副専攻長をいう。
- (5) 「他研究院等の教育職員」とは、本学に所属する教育職員のうち工学府の研究指導を担当する教育職員以外の教育職員をいう。
- (6) 「異コース教育職員等」とは、工学府博士後期課程の研究指導を担当する教育職員のうち当該学生の所属する、又は審査を受けようとする主専門コースと異なる主専門コースの研究指導を担当する教育職員、他研究院等の教育職員及び他の大学院又は研究所等の教育職員等をいう。

第2章 課程博士

(申請資格)

第3条 学位論文審査の申請ができる者は、工学府の博士後期課程に在学し、主指導教員による必要な研究指導が終了したものでなければならない。

(論文審査の申請時期)

第4条 論文審査の申請は、原則として在学中に行うものとし、申請の時期は、毎年12月（後期に入学し

た者にあつては6月)とする。ただし、休学、在学期間の延長又は在学期間の短縮のため修了時期を異にする場合の申請の時期は、6月修了の場合にあつては3月、9月修了の場合にあつては6月、12月修了の場合にあつては9月とする。

2 工学府の博士後期課程に3年以上在学し、所定の単位を修得し、かつ必要な研究指導を受けた者であつて、かつ退学時から1年以内に論文審査の申請をする場合は、在学中に申請されたものと同等に取り扱う。この場合において、論文審査の申請は随時行うことができる。

(論文審査の申請)

第5条 課程博士の学位を申請しようとする者(以下「課程申請者」という。)は、その所属する主専門コースの研究指導を担当する専攻長等及び工学府長を経て、学長に次の書類を提出するものとする。

- (1) 学位論文審査願(学位規則の別記様式第6号) 1通
- (2) 学位論文 2通
- (3) 論文目録(学位規則の別記様式第8号) 1通
- (4) 論文要旨(学位規則の別記様式第9号) 1通
- (5) 履歴書(学位規則の別記様式第10号) 1通

(論文申請の可否)

第6条 前条の申請にあたり、学長に提出する前に工学府教授会(以下「教授会」という。)は、あらかじめ配布された論文要旨並びに論文の価値及び独創性の説明に基づき、申請のあった論文の申請の可否について審議する。

(学位論文調査会)

第7条 教授会は、論文の調査及び最終試験を行うため、学位論文調査会を設ける。

- 2 専攻長等は、学位論文調査会委員候補者推薦書(別紙様式1)を工学府長に提出し、工学府長は教授会の議を経て、学位論文調査委員を決定するものとする。
- 3 学位論文調査会は、工学府博士後期課程の研究指導を担当する教育職員の中から3名以上及び異コース教育職員等から1名以上をもって構成する。
- 4 学位論文調査会に主査を1名置き、学位論文調査会委員をもって充てる。
- 5 論文の調査にあたって、他の大学院又は研究所等の教育職員等に協力を求める必要があると工学府が認めたときは、2名を限度として学位論文調査会に加えることができる。また、工学府が特に必要と認めた場合は、学位論文調査会に博士後期課程の研究指導補助を担当する教育職員を加えることができる。
- 6 学位論文調査会委員候補者は、本学において大学院担当の資格があると認定された者を除き、その教育職員等の資格の有無を判定する略歴書を添付するものとする。
- 7 学位論文調査会は、論文の調査及び最終試験が終了したときは、学位論文調査結果報告書(別紙様式2-甲)を工学府長に提出しなければならない。

(論文公聴会)

第8条 教授会は、論文審査の段階において、論文公聴会を開く。

- 2 学位論文調査会の主査は、論文公聴会の開催日時を、原則として開催日の1週間前までに、掲示をもって公示する。

(学位論文審査委員会)

第9条 教授会は、論文を審査するため論文ごとに学位論文審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設ける。

- 2 審査委員会は、原則として、工学府博士後期課程の研究指導を担当する教育職員のうち、課程申請者が所属する主専門コースの研究指導を担当する教育職員で組織するものとする。
- 3 審査委員会に委員長1名を置き、専攻長等をもって充てる。

(論文審査結果等の審議)

第10条 審査委員会は、論文審査の結果及び最終試験の結果を審議し、合否を議決する。

- 2 前項の議決には、審査委員(休暇、研修及び出張の者並びに授業により出席できない者を除く。)の3分の2以上の出席により、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。
- 3 審査委員は、否決する場合、その理由を付す義務を負う。
- 4 論文審査及び最終試験の評価判定は、合格又は不合格とする。

5 議決の結果、否決された論文については、審査委員会はその理由を明確にし、その結果を文書により課程申請者に報告しなければならない。

(審査結果の報告)

第11条 審査委員会は、学位論文審査結果報告書(別紙様式3-甲)に論文審査結果の要旨を添えて教授会に報告しなければならない。

2 工学府長は、前項の審査結果報告を工学府博士後期課程の研究指導を担当する教育職員に配布するものとする。

3 工学府長は、第1項の報告に基づき、教授会の審議を経て、審査結果を学長に報告するものとする。

第3章 論文博士

(論文審査の申請時期)

第12条 論文審査の申請は、随時行うことができるものとする。

(論文の提出)

第13条 論文博士の学位を申請しようとする者(以下「論文申請者」という。)は、その審査を受けようとする主専門コースの研究指導を担当する専攻長等を経て、工学府長に次の書類を提出する。

(1) 学位申請書(学位規則の別記様式第7号) 1通

(2) 学位論文 2通

(3) 論文目録(学位規則の別記様式第8号) 1通

(4) 論文要旨(学位規則の別記様式第9号) 1通

(5) 履歴書(学位規則の別記様式第10号) 1通

(論文申請の可否)

第14条 教授会は、あらかじめ配布された論文要旨並びに論文の価値及び独創性の説明に基づき、論文の申請の可否について審議し、その審議結果を論文申請者に通知する。

(論文の申請)

第15条 論文申請者は、論文の申請が可となった場合、第13条第1項各号に掲げる書類に所定の学位論文審査手数料を添え、工学府長を経て学長に提出するものとする。

(学位論文調査会)

第16条 教授会は、第14条により論文審査の申請が可となった論文の調査及び学力の確認を行うため、学位論文調査会を設ける。

2 専攻長等は、学位論文調査会委員候補者推薦書(別紙様式1)を工学府長に提出し、工学府長は教授会の議を経て、学位論文調査委員を決定するものとする。

3 学位論文調査会は、工学府博士後期課程の研究指導を担当する教育職員の中から3名以上及び異コース教育職員等から1名以上をもって構成する。

4 学位論文調査会に主査を1名置き、学位論文調査委員をもって充てる。

5 論文の調査にあたって、他の大学院又は研究所等の教育職員等に協力を求める必要があると工学府が認めるときは、2名を限度として学位論文調査会に加えることができる。また、工学府が特に必要と認めた場合は、学位論文調査会に博士後期課程の研究指導補助を担当する教育職員を加えることができる。

6 学位論文調査会委員候補者は、本学において大学院担当の資格があると認定された者を除き、その教育職員等の資格の有無を判定する略歴書を添付するものとする。

7 学位論文調査会は、論文の調査及び最終試験が終了したときは、学位論文調査結果報告書(別紙様式4-乙)を工学府長に提出しなければならない。

(論文公聴会)

第17条 論文公聴会は、第8条の規定を準用する。

(学位論文審査委員会)

第18条 教授会は、論文審査の申請が可となった論文を審査するため審査委員会を設ける。

2 審査委員会は、原則として、工学府博士後期課程の研究指導を担当する教育職員のうち、論文申請者が

審査を受けようとする主専門コースの研究指導を担当する教育職員で組織するものとする。

3 審査委員会に委員長1名を置き、専攻長等をもって充てる。

(論文審査結果等の審議)

第19条 審査委員会は、論文審査の結果及び学力確認の結果を審議し、可否を議決する。

2 前項の議決には、審査委員(休暇、研修及び出張の者並びに授業により出席できない者を除く。)の3分の2以上の出席により、出席委員の4分の3以上の賛成を必要とする。

3 審査委員は、否決する場合、その理由を付す義務を負う。

4 論文審査及び学力確認の評価判定は、合格又は不合格とする。

5 議決の結果、否決された論文については、審査委員会はその理由を明確にし、その結果を文書により論文申請者に報告しなければならない。

(審査結果の報告)

第20条 審査委員会は、学位論文審査結果報告書(別紙様式5-乙)に論文審査結果の要旨を添えて教授会に報告しなければならない。

2 工学府長は、前項の審査結果報告を工学府博士後期課程の研究指導を担当する教育職員に配布するものとする。

3 工学府長は、第1項の報告に基づき、教授会の審議を経て、審査結果を学長に報告するものとする。

(雑則)

第21条 この内規に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成2年3月16日から施行する。

附 則(平成4年10月28日)

この内規は、平成4年10月28日から施行する。

附 則(平成6年3月24日)

この内規は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成7年12月20日)

この内規は、平成7年12月20日から施行する。

附 則(平成10年1月28日)

この内規は、平成10年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成17年3月23日から施行する。

附 則

この内規は、平成19年1月24日から施行する。

附 則

この内規は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、平成26年4月1日から施行する。

2 この内規の施行日前に入学した学生については、なお、従前の例による。

附 則

この内規は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この内規は、平成27年7月15日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則

この内規は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

1 この内規は、令和元年11月1日から施行する。

2 この内規の施行より前に、改正前の第5条または第13条に定める申請を行った者の学位審査については、なお従前の例による。

- 3 平成26年4月1日より前に工学府に入学した学生に係る学位審査においては、本内規第2条第6号、第5条、第9条第2項、第13条、第18条第2項中「主専門コース」とあるのは、「専攻」と読み替えるものとする。
- 4 平成26年4月1日から平成31年3月31日の間に工学府に入学した学生に係る学位審査においては、本内規第2条第6号、第5条、第9条第2項、第13条、第18条第2項中「主専門コース」とあるのは、「領域」と読み替えるものとする。
- 5 平成31年4月1日より前に工学府に入学し、工学府先端機能システム工学専攻又は工学府工学専攻先端機能システム領域に所属する又は所属していた学生に係る学位審査においては、令和2年3月31日までの間、本内規第5条中「その所属する主専門コースの研究指導を担当する専攻長等」とあるのは「総合システム工学科長」と、第7条第2項、第9条第2項、第16条第2項及び第18条第3項中「専攻長等」とあるのは「総合システム工学科長」と、第13条中「その審査を受けようとする主専門コースの研究指導を担当する専攻長等」とあるのは「総合システム工学科長」と読み替えることができるものとする。ただし、令和2年6月以降の修了にかかる申請を行った者の学位審査については、この限りでない。

附 則

この内規は、令和4年1月26日から施行する。

附 則

この内規は、令和4年7月27日から施行し、令和4年4月1日から適用する。